

○金融庁告示第 号  
農林水産省

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）及び農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（令和三年内閣府令第 号）の施行に伴い、次に掲げる告示は、令和三年十一月二十一日限り、廃止する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

農林水産大臣 金子原二郎

一 農業協同組合の従属業務を営む会社が農業協同組合のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年金融庁告示第二十三号）  
農林水産省

二 漁業協同組合等の従属業務を営む会社が漁業協同組合等のために営む従属業務等に関する基準（平成十八年金融庁告示第二十四号）  
農林水産省